

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	.出来形	出来形が優れている	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である	
		<p>「評価対象項目」 承諾図等が、設計図書を満足している。 施工図等が、設計図書を満足している。 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 出来形の管理方法を工夫している。 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 その他 理由：</p> <p>該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 b 該当項目が60%以上80%未満 c 該当項目が60%未満 d</p>				監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば d	左記項目で2回以上文書により改善指示を行った。 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。 上記該当があれば e
		<p>出来形の評定は、工事全般を通したものとする。 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。</p> <p>当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の を空白とする。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数</p>					

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
	建築工事	「評価対象項目」 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 品質確認記録の内容が、適切である。 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 躯体工事における施工の品質が、良好である。 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 その他 理由：			監督職員が文書で改善指示を行った。	左記項目で2回以上文書により改善指示を行った。
	工事比率				上記該当があれば d	工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
評価対象項目とする場合は、左の をチェックする。 また、その内容が実施されていれば右の をチェックする。 (「 」は必須項目)	該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 b 該当項目が60%以上80%未満 c 該当項目が60%未満 d	目的物の品質の水準を評価すること。 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の を空白とする。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数			上記該当があれば e	

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
	電気設備工事	「評価対象項目」 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 品質確認記録の内容が、適切である。 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 機材及び施工の品質が、良好である。 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 その他 理由：			監督職員が文書で改善指示を行った。	左記項目で2回以上文書により改善指示を行った。
	工事比率				上記該当があれば d	工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
評価対象項目とする場合は、左の をチェックする。 また、その内容が実施されていれば右の をチェックする。 (「 」は必須項目)		該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 b 該当項目が60%以上80%未満 c 該当項目が60%未満 d	目的物の品質の水準を評価すること。 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の を空白とする。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数			
					上記該当があれば e	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ 評価対象項目とする場合は、左の をチェックする。 また、その内容が実施されていれば右の をチェックする。 (「 」は必須項目)	品質	品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
	機械設備工事	「評価対象項目」 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 品質確認記録の内容が、適切である。 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 機材及び施工の品質が、良好である。 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 その他 理由：			監督職員が文書で改善指示を行った。	左記項目で2回以上文書により改善指示を行った。 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。 上記該当があれば e
	工事比率				上記該当があれば d	
		該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 b 該当項目が60%以上80%未満 c 該当項目が60%未満 d	目的物の品質の水準を評価すること。 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の を空白とする。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数			

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	品質	品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
	機械器具設置工事 (昇降機等)	「評価対象項目」 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 品質確認記録の内容が、適切である。 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 機材及び施工の品質が、良好である。 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 その他 理由：			監督職員が文書で改善指示を行った。	左記項目で2回以上文書により改善指示を行った。
	工事比率				上記該当があれば d	工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
評価対象項目とする場合は、左の をチェックする。 また、その内容が実施されていれば右の をチェックする。 (「 」は必須項目)	該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 b 該当項目が60%以上80%未満 c 該当項目が60%未満 d	目的物の品質の水準を評価すること。 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の を空白とする。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数				
					上記該当があれば e	

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況 評価対象項目とする場合は、左の をチェックする。また、その内容が実施されていれば右の をチェックする。(「 」は必須項目)	.工程管理	工程管理が優れている 「評価対象項目」 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 請負者の責による夜間や休日の作業がない。 休日・代休の確保を行っている。 近隣住民(入居官署等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 その他 該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 b 該当項目が60%以上80%未満 c 該当項目が60%未満 d	工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である 自主的な工程管理がなされず監督職員が文書により改善指示を行った。 公共工事現場点検強化推進事業の点検結果に基づき、文書注意を行った。 上記該当があれば d	工程管理が不適切である 請負者の責により工期内に完成させなかった。 左記項目で2回以上文書により改善指示を行った。 公共工事現場点検強化推進事業の点検結果に基づき、文書指示を行った。 上記該当があれば e
	.安全対策	安全対策が優れている 「評価対象項目」 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。 店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 過積載防止に十分に取り組んでいる。 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 その他 理由： 該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 b 該当項目が60%以上80%未満 c 該当項目が60%未満 d	安全対策が良好である	安全対策が適切である	安全対策がやや不適切である 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。 公共工事現場点検強化推進事業の点検結果に基づき、文書注意を行った。 上記該当があれば d	安全対策が不適切である 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。 左記1項目で2回以上文書により改善指示を行った。 公共工事現場点検強化推進事業の点検結果に基づき、文書指示を行った。 上記該当があれば e
	.対外関係	対外関係が適切であった 「評価対象項目」 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 工事施工にあたり、近隣住民(入居官署等を含む)と適切に協議及び調整を行っている。 引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 近隣住民(入居官署等を含む)対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 現場のイメージアップに、取り組んでいる。 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 その他 理由： 該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 b 該当項目が60%以上80%未満 c 該当項目が60%未満 d	対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった 請負者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。 関係法令に違反する恐れがあったため、監督職員が文書により改善指示を行った。 公共工事現場点検強化推進事業の点検結果に基づき、文書注意を行った。 上記該当があれば d	対外関係が不備であった 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。 左記1項目で2回以上文書により改善指示を行った。 左記項目で2項目以上文書により改善指示を行った。 公共工事現場点検強化推進事業の点検結果に基づき、文書指示を行った。 上記該当があれば e

当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の を空白とする。削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数

当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の を空白とする。削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数

当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の を空白とする。削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細 別	技術力キーワード一覧表	審査項目	細 別	1. 創意工夫キーワード一覧表 (創意工夫が多く見られるリスト)
4. 高度技術力	.高度技術	施工規模の大きさへの対応 延べ面積10,000㎡以上の建物 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 大空間のホール等を有する建物 その他 理由：	5. 創意工夫 【軽微なもの】	.創意工夫 キーワード評価	準備・後片づけ関係 測量・位置出しにおける工夫 現地調査方法の工夫 その他 理由：
		該当する項目のチェックする。 【 マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】			該当する項目のチェックする。 【 マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】
		詳細評価内容：			詳細評価内容：
		構造物固有の難しさへの対応 対象建物の耐震レベル 建物機能の特殊性 その他 理由：			施工関係 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 照明・視界確保等の工夫 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 運搬車両・施工機械等の工夫 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 施工管理及び品質向上等の工夫 プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 仮設施工等の工夫 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 その他 理由：
		詳細評価内容：			詳細評価内容：
		技術固有の難しさへの対応 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【提案】 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 その他 理由：			品質関係 集計ソフト等の活用と工夫 躯体工事の品質管理の工夫 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 施工の検査・試験に関する工夫 品質記録方法の工夫 その他 理由：
		詳細評価内容：			詳細評価内容：
		厳しい自然・地盤条件への対応 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) 軟弱地盤、支持地盤の影響 雨・雪・風・気温等の影響 その他 理由：			安全衛生関係 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 作業時における作業環境改善等の工夫 ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 その他 理由：
		詳細評価内容：			詳細評価内容：
		厳しい周辺環境等、社会条件への対応 地中埋設物等の作業障害 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 その他 理由：			施工管理関係 出来形の管理等に関する工夫 施工計画書または写真記録等に関する工夫 C A L S を活用した施工管理の工夫 その他 理由：
		詳細評価内容：			詳細評価内容：
		その他 N E T I S 登録技術のうち、試行技術を活用した。(2点) 活用した試行技術が少実績優良技術もしくは、当該工事において発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。(2点) N E T I S 登録技術(試行技術を除く)のうち、『有用とされる技術』を活用するか、『有用とされる技術』以外の技術を活用した結果、当該工事において発注者による活用効果調査の総合評価点が120点以上の場合。(4点) その他、施工及び工法等の優れた技術力として、評価できる場合			その他 その他 理由： その他 理由： その他 理由：
		詳細評価内容：			詳細評価内容：
		評点： <u> </u> 点 ・ 1 評価対象項目につき 2 点を目安とし、合計点は最大 1 3 点とする。なお、1 項目に複数の内容がある場合又対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えてもよい。 ・ 特殊な工事で上記によれない場合は、該当評価対象項目数と重みを勘案して評価する。			評点： <u> </u> 点 ・ 創意工夫の加点(合計点)は最大7点とする。 ・ 1 評価対象項目につき 1 点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
1. 高度技術においては、「建物規模等が評価技術力項目に該当する場合」、「施工計画書に記載された事項」または「事前に請負者から高度な技術力に関する資料が提出された事項」が評価対象項目に該当し、施工等に反映されていれば評価するものとする。 2. 高度な技術力とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術を要する必要があった技術を評定するものである。なお、「5. 創意工夫」との二重評価はしない。 3. 詳細評価の記述にあたっては、総括監督員との合議とし、評価対象項目で分類し、評価する詳細な高度技術力を記述する。 4. 「建物規模への対応」は、新築又は増築工事で評価技術の内容に該当する場合に評価する。改修工事においては、建物規模における全面的な工事を行う場合に適用とする。なお、評価技術が2項目以上該当する場合は、3点とする。 5. N E T I S 登録技術の活用は、N E T I S 登録技術を「施工者希望型」で試行及び活用した場合に限る。			1. 創意工夫においては、「施工計画書に記載された事項」または「事前に請負者から創意工夫に関する資料が提出された事項」が評価対象項目に該当し、施工等に反映されていれば評価するものとする。 2. 創意工夫は、「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では、軽微なものでも評価する。 3. 創意工夫は「4. 高度技術」で評価するほどではない技術力を評価し、記載する。高度技術との二重評価はしない。 4. 創意工夫は「1. 施工体制」及び「2. 施工状況」においても評価対象とされるが、企業努力を引き立たせるため本審査項目でも再評価する。 5. 評価対象項目の選定及び詳細評価内容の記述は、総括監督員との合議による。		

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	.工程管理	工程管理が優れている	工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である
		<p style="text-align: center; color: blue;">下記の該当項目をチェックしたうえで上欄にて総合評価を行うこと。</p> <p>現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 近隣住民（入居官署等を含む）調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 その他 理由： 上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断してa、b、c、d、e評価を行う。</p>			<p>自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書により改善指示を行った。</p> <p>上記該当があれば d</p>	<p>請負者の責により工期内に完成させなかった。</p> <p>左記1項目で2回以上文書により改善指示を行った。</p> <p>上記該当があれば e</p>
6. 社会性等	.地域への貢献等	地域への貢献が優れている	地域への貢献が良好である	他の評価に該当しない		
		<p style="text-align: center; color: blue;">下記の該当項目をチェックしたうえで上欄にて総合評価を行うこと。</p> <p>災害時等に地域への救援活動等に協力した。 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 その他 理由： 上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断してa、b、c、d、e評価を行う。</p>				

地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

法令遵守等の該当項目一覧表

考 査 項 目																																																																																				
8. 法令遵守等	総合評価落札方式																																																																																			
該当する項目の を チェックする。	措 置 内 容	措置点数	項目数	総合点数																																																																																
	1. 施工計画・技術提案																																																																																			
	施工計画・技術提案 ()	- 10点																																																																																		
	理由 ()																																																																																			
	施工計画・技術提案 ()	- 10点																																																																																		
	理由 ()																																																																																			
	2. その他																																																																																			
	評価項目名 ()	- 10点																																																																																		
	理由 ()																																																																																			
	評価項目名 ()	- 10点																																																																																		
理由 ()																																																																																				
3. 項目該当なし			0																																																																																	
4. 対象工事ではない			0																																																																																	
		減点	点																																																																																	
<p>受注者の責により施工計画・技術提案の評価した内容を満足する施工が行われない場合は、その1項目につき工事成績評定を10点減ずる措置を行う。 (「理由」欄に履行されていない具体的内容及び「項目数」の欄に項目数を記入する。)</p> <p>受注者の責により を配置または使用する旨を誓約した場合において、 を配置または使用しなかった場合は、工事成績評定を10点減ずる措置を行う。 (「理由」欄に配置または使用されなかった を記入する。)</p> <p>1・2により減点措置がない場合、「3.項目該当なし」をチェックする。 総合評価落札方式対象工事でない場合、「4.対象工事ではない」をチェックする。</p>																																																																																				
<p style="text-align: center;">法令遵守</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">措 置 内 容</th> <th style="width: 15%;">措置点数</th> <th style="width: 15%;">項目数</th> <th style="width: 10%;">総合点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; color: blue;">同じ措置が繰り返され検討を要する、又は、3回以上の措置があった場合必ずチェック。(総合点数を、必ず右の欄に直接入力すること。)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; color: blue;">1回目の措置について(下記の該当項目を1つ選択すること。該当がない場合、最下段の該当なしをチェックすること。)</td> </tr> <tr> <td>1. 指名停止3ヶ月以上</td> <td style="text-align: center;">- 20点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">- 15点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">- 13点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">- 10点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 文書注意相当</td> <td style="text-align: center;">- 8点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 口頭注意相当</td> <td style="text-align: center;">- 5点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合 (不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)</td> <td style="text-align: center;">- 3点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. 該当項目なし</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; color: blue;">2回目の措置あり(下記の該当項目を1つだけ選択すること、複数選択しない。1回目を必ず選択しておくこと。)</td> </tr> <tr> <td>1. 指名停止3ヶ月以上</td> <td style="text-align: center;">- 20点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">- 15点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">- 13点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">- 10点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 文書注意相当</td> <td style="text-align: center;">- 8点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 口頭注意相当</td> <td style="text-align: center;">- 5点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 不問</td> <td style="text-align: center;">- 3点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">減点</td> <td style="text-align: center;">点</td> </tr> </tbody> </table> <p>本評価項目(※-法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 「工事関係者」とは、 を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p>					措 置 内 容	措置点数	項目数	総合点数	同じ措置が繰り返され検討を要する、又は、3回以上の措置があった場合必ずチェック。(総合点数を、必ず右の欄に直接入力すること。)				1回目の措置について(下記の該当項目を1つ選択すること。該当がない場合、最下段の該当なしをチェックすること。)				1. 指名停止3ヶ月以上	- 20点			2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点			3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点			4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点			5. 文書注意相当	- 8点			6. 口頭注意相当	- 5点			7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合 (不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	- 3点			8. 該当項目なし			0	2回目の措置あり(下記の該当項目を1つだけ選択すること、複数選択しない。1回目を必ず選択しておくこと。)				1. 指名停止3ヶ月以上	- 20点			2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点			3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点			4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点			5. 文書注意相当	- 8点			6. 口頭注意相当	- 5点			7. 不問	- 3点					減点	点
措 置 内 容	措置点数	項目数	総合点数																																																																																	
同じ措置が繰り返され検討を要する、又は、3回以上の措置があった場合必ずチェック。(総合点数を、必ず右の欄に直接入力すること。)																																																																																				
1回目の措置について(下記の該当項目を1つ選択すること。該当がない場合、最下段の該当なしをチェックすること。)																																																																																				
1. 指名停止3ヶ月以上	- 20点																																																																																			
2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点																																																																																			
3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点																																																																																			
4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点																																																																																			
5. 文書注意相当	- 8点																																																																																			
6. 口頭注意相当	- 5点																																																																																			
7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合 (不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	- 3点																																																																																			
8. 該当項目なし			0																																																																																	
2回目の措置あり(下記の該当項目を1つだけ選択すること、複数選択しない。1回目を必ず選択しておくこと。)																																																																																				
1. 指名停止3ヶ月以上	- 20点																																																																																			
2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点																																																																																			
3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点																																																																																			
4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点																																																																																			
5. 文書注意相当	- 8点																																																																																			
6. 口頭注意相当	- 5点																																																																																			
7. 不問	- 3点																																																																																			
		減点	点																																																																																	
<p>【左記の法令遵守で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請け、技術者の専任違反等 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。 <p>その他 理由:</p>																																																																																				

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細 別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況 評価対象項目とする場合は、左の をチェックする。 また、その内容が実施されていれば右の をチェックする。 (「 」は必須項目)	.施工管理	施工管理が優れている	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である	
		「評価対象項目」 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 工事の関係書類及び資料の整理がよい。 その他 理由：				施工計画書が工事着手前に提出されていないため、監督職員が文書により改善指示を行った。 設計図書と適合しない箇所があり、監督職員が文書により改善指示を行った。 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員が文書により改善指示を行った。 上記該当があれば d	左記1項目で2回以上文書により改善指示を行った。 左記項目で2項目以上文書により改善指示を行った。 上記該当があれば e
		該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 b 該当項目が60%以上80%未満 c 該当項目が60%未満 d	当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の を空白とする。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数				

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ 品質 総合評価	品質	品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
	建築工事	「評価対象項目」 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 その他 理由：			監督職員が文書で改善指示を行った。	左記項目で2回以上文書により改善指示を行った。
工事比率	上記該当があれば d				品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。	
		上記該当があれば e				
		該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 b 該当項目が60%以上80%未満 c 該当項目が60%未満 d		目的物の品質の水準を評価すること。 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の を空白とする。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 評価値（ % ） = （ ） 評価数 / （ ） 対象評価項目数		
出来ばえ 総合評価	出来ばえ	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている	/
		「評価対象項目」 きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 保身に配慮した施工がなされている。 その他 理由：			出来ばえが劣っている。	
	上記該当があれば d					
		該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 b 該当項目が60%以上80%未満 c 該当項目が60%未満 d		全体的な仕上がり状態、機能を評価する。 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の を空白とする。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。 評価値（ % ） = （ ） 評価数 / （ ） 対象評価項目数 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする		

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ 品質 総合評価	品質	品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
	電気設備工事	「評価対象項目」 機材の品質が、承諾函等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 その他 理由：			監督職員が文書で改善指示を行った。 上記該当があれば d	左記項目で2回以上文書により改善指示を行った。 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。 上記該当があれば e
	工事比率	該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 b 該当項目が60%以上80%未満 c 該当項目が60%未満 d			目的物の品質の水準を評価すること。 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の を空白とする。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数	
出来ばえ 総合評価	出来ばえ	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている	
		「評価対象項目」 きめ細やかな施工がなされている。 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 環境負荷低減への対策が優れている。 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 その他 理由：			出来ばえが劣っている。 上記該当があれば d	
		該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 b 該当項目が60%以上80%未満 c 該当項目が60%未満 d			全体的な仕上がり状態、機能の評価する。 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の を空白とする。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ 品質 総合評価	品質	品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
	機械設備工事	「評価対象項目」 機材の品質が、承諾函等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 その他 理由：			監督職員が文書で改善指示を行った。	左記項目で2回以上文書により改善指示を行った。
工事比率	上記該当があれば d				品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。	
		該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 b 該当項目が60%以上80%未満 c 該当項目が60%未満 d	目的物の品質の水準を評価すること。 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の を空白とする。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数			
出来ばえ 総合評価	出来ばえ	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている	/
		「評価対象項目」 きめ細やかな施工がなされている。 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 環境負荷低減への対策が優れている。 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 その他 理由：			出来ばえが劣っている。	左記項目で2回以上文書により改善指示を行った。
	該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 b 該当項目が60%以上80%未満 c 該当項目が60%未満 d				全体的な仕上がり状態、機能の評価する。 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の を空白とする。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ 品質総合評価	品質	品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
	機械器具設置工事 (昇降機等)	「評価対象項目」 機材の品質が、承諾函等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 その他 理由：			監督職員が文書で改善指示を行った。	左記項目で2回以上文書により改善指示を行った。
工事比率	品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。					
		該当項目が90%以上 該当項目が80%以上90%未満 該当項目が60%以上80%未満 該当項目が60%未満	a b c d	目的物の品質の水準を評価すること。 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の を空白とする。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数		
出来ばえ総合評価	出来ばえ	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている	/
		「評価対象項目」 きめ細やかな施工がなされている。 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 環境負荷低減への対策が優れている。 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 その他 理由：			出来ばえが劣っている。	左記項目で2回以上文書により改善指示を行った。
	該当項目が90%以上 該当項目が80%以上90%未満 該当項目が60%以上80%未満 該当項目が60%未満				a b c d	全体的な仕上がり状態、機能の評価する。 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は左の を空白とする。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする